

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	
1	謝礼金（講師謝礼金、委員謝礼金等）
2	人件費（補助対象事業に直接必要な臨時雇用等の賃金）
3	交通費（公共交通機関の運賃）
4	需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費等）
5	役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）
6	委託料
7	使用料及び賃借料
8	備品購入費
9	保険料（イベントの実施に係る保険料）
10	その他市長が特に必要と認めた経費